

京 都 大 学 大 学 院 教 育 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 入学者の決定は、研究科会議で行う。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2の2 長期履修</u></p> <p>第3条の2 通則第36条第7項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p>